

福岡県公報

平成20年4月4日
第2806号

目次

告示(第595号—第614号)

公共測量の終了	(県土整備総務課)	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
公共測量の終了	(県土整備総務課)	3
都市計画の変更	(都市計画課)	3
都市計画の決定	(都市計画課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
都市計画の変更	(都市計画課)	4
都市計画の変更	(都市計画課)	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7

県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	7
公 告			
落札者等の公示	(総務事務センター)	7
臨港地区の分区の指定	(港湾課)	8
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	8

告 示

福岡県告示第595号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡東区一円	平成19年10月31日

福岡県告示第596号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡県土地改良事業団体連合会会長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(デジタルオルソ作成)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県南部地域	平成19年10月19日から 平成20年3月31日まで

福岡県告示第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年4月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
宗像都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
宗像市須恵字川添、字高室及び字余末の各一部並びに平等寺字平田及び字下山の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
宗像市都市計画課

福岡県告示第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年4月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
宗像都市計画道路3・3・3号東郷駅丸線及び3・4・10号土穴須恵線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
宗像市須恵字川添、字高室、字余末及びノ野の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
宗像市都市計画課

福岡県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年4月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
飯塚都市計画下水道明星寺川流域下水道の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
飯塚市潤野字カギ町の全部並びに字樋口、字島廻及び字七俵の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部下水道課
飯塚市都市整備部都市計画課

福岡県告示第600号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次

のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
501	福岡市中央区天神4丁目7-17 株式会社 シンコー	福岡市博多区博多駅前2丁目19番24号大博センタービル 福岡市博多区保健福祉センター内	平成20年3月24日

福岡県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	一般 国道	442号	前	大川市大字酒見8番4先から 大川市大字酒見4番2先まで	7.5 ~ 9.8	46.0
			後	大川市大字酒見8番4先から 大川市大字酒見4番2先まで	7.5 ~ 14.5	

福岡県告示第602号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市戸畑区千防一丁目外	平成20年2月29日

福岡県告示第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田都市計画区域区分を変更

福岡県告示第604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田都市計画三池港臨港地区

福岡県告示第605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年3月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟、本棟）
- (2) 所在地 福岡県大牟田市旭町二丁目28番 外
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（別棟部分）

	変 更 前	変 更 後
別 棟	8,588平方メートル	11,058平方メートル

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数（別棟部分）

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
大牟田市旭町二丁目28番 外	456	大牟田市旭町二丁目28番 外	609

(2) 駐輪場の位置及び収容台数（別棟部分）

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数 (台)	駐輪場の位置	収容台数 (台)

大牟田市旭町二丁目28番 外	155	大牟田市旭町二丁目28番 外	197
----------------	-----	----------------	-----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積（別棟部分）

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面 積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面 積 (平方メートル)
大牟田市旭町二丁目28番 外	1,300	大牟田市旭町二丁目28番 外	1,403

(4) 廃棄物保管施設の位置及び容量（別棟部分）

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	容 量 (立方メートル)	荷さばき施設の位置	容 量 (立方メートル)
大牟田市旭町二丁目28番 外	113.725	大牟田市旭町二丁目28番 外	131.725

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（別棟部分）

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3	大牟田市旭町二丁目28番 外	4	大牟田市旭町二丁目28番 外

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設の位置	時 間 帯	
	変 更 前	変 更 後
増築店舗南側（新設）	-	午前9時から午後7時まで

福岡県告示第606号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する

同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第607号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

苅田都市計画区域区分を変更

福岡県告示第608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年3月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）

(2) 所在地 福岡県大牟田市旭町二丁目28番 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
広島市南区京橋町2番22号 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 福岡市南区大楠二丁目23番5号 株式会社積文館書店 代表取締役社長 遠藤光一 大牟田市三里町三丁目6番1号 オオムタショッピングセンター商業共同組合 理事長 眞瀬 一馬 福岡市博多区千代六丁目2番33号 株式会社ベスト電器 代表取締役社長 有蘭 憲一 埼玉県和光市白子三丁目15番5号 株式会社オースリー 代表取締役社長 衣笠 淳夫 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地 日本トイザ“ら”ス株式会社 代表取締役会長兼社長 小寺 圭	広島市南区京橋町2番22号 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 福岡市中央区天神二丁目8番215号 株式会社積文館書店 代表取締役社長 遠藤光一 大牟田市旭町二丁目28番1号 オオムタショッピング商業共同組合 理事長 眞瀬 一馬 福岡市博多区千代六丁目2番33号 株式会社ベスト電器 代表取締役社長 有蘭 憲一 東京都北区赤羽二丁目51番3号 株式会社オースリー 代表取締役社長 衣笠 淳夫 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地 日本トイザ“ら”ス株式会社 代表取締役会長兼社長 小寺 圭

福岡県告示第609号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（環境整備測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
中間市南西部	平成20年3月14日

福岡県告示第610号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 日本療術師養成協会

(2) 代表者の氏名

梅崎 悟

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区大字石釜876番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、健康に興味がある方に対して、整体療術、その他健康増進の技術の普及、推進に関する事業を行い、人々の健康増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第611号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人えほん畑

(2) 代表者の氏名

小野 正法

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市日の里2丁目21番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身の成長著しい時期の子供とその父兄、その地域の人々に対して、絵本を媒介とする社会教育に関する事業を行い、健やかな成長とそれを促す環境の維持と向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第612号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年3月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人福岡療育支援センターいちばん星

(2) 代表者の氏名

堤 孝子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区和白五丁目7番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅の障害児・者および高齢者とその家族に対して、安心して在宅生活・地域生活・社会生活が送れるよう、一人ひとりのニーズに合わせた支援に関する事業を行い、障害のある人もない人もすべての人々が、健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第613号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年3月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 T F G

(2) 代表者の氏名

工藤 良

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田1526番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校や引きこもり等の悩みを持つ青少年やその保護者に対して、電話相談、面談相談、宿泊相談やフリースクール事業などを行うことで青少年の自立を支援し、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第614号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（筑陽地区）	平成19年3月29日

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る調達役務の名称及び数量

総務事務センター福利厚生（県・共済組合・互助会）業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成20年3月17日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本

(2) 住所

大阪市中央区淡路町四丁目2番15号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

197,458,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成20年1月25日

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を指定したので、次のとおり公告する。

その関係図書は、福岡県県土整備部港湾課及び福岡県大牟田土木事務所において公衆の閲覧に供する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定に係る臨港地区の名称

大牟田都市計画臨港地区三池港臨港地区

2 指定に係る分区の種類

商港区、工業港区、特殊物資港区、保安港区、漁港区、修景厚生港区及びマリナー港区

3 分区を指定した土地の区域

(1) 商港区

大牟田市新港町及び四山町の各一部

(2) 工業港区

大牟田市新港町、西港町1丁目、西港町2丁目、四山町の各一部

(3) 特殊物資港区

大牟田市新港町の一部

(4) 保安港区

大牟田市四山町の一部

(5) 漁港区

大牟田市新港町及び四山町の各一部

(6) 修景厚生港区

大牟田市新港町及び四山町の一部

(7) マリナー港区

大牟田市新港町の一部

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年4月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年3月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社廣田建設	糟屋郡篠栗町和田773-2	廣田 紀美子	平成19年2月8日・平成19年5月22日 福岡県知事許可（般-18・19） 第46177号
有限会社大熊土木	飯塚市阿恵206	大熊 和信	平成18年1月19日 福岡県知事許可（般-17） 第69018号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

ア 株式会社廣田建設

平成20年4月4日から平成20年4月10日までの7日間

イ 有限会社大熊土木

平成20年4月4日から平成20年4月25日までの22日間

4 処分の原因となった事実

(1) 株式会社廣田建設は、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業（土木一式工事）の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

(2) 有限会社大熊土木は、株式会社廣田建設が特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていないことを知って、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第7号に該当する。

また、有限会社大熊土木は、平成18年7月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）